２．本日の論点【１】今後の接種について（５）今後の接種について

前回（2023/2/22）お示しした事務局案

１）目的及び対象者（再掲）

- まずは重症者を減らすことを目的とし、高齢者など重症化リスクが高い者を接種の対象としてはどうか。
- 重症化リスクが高くない者であっても、重症者が一定程度生じており、接種機会を確保することが望ましいことから、全ての者を接種対象としてはどうか。

２）予防接種法上の位置づけ

- 新型コロナウイルス感染症に対する予防接種は開始以来２年以上にわたって市町村を実施主体として行ってきていることから、A類又はB類疾病とした上で、定期接種とする方法が考えられるものの、現時点で、
  - 感染症の流行は継続しており、感染症の疫学的状況、ワクチンの有効性の持続期間等には十分なデータが得られていない部分があること
  - 基本方針部会の議論において、2023年度は現在接種を行っている全ての年齢の者に接種を行うこととされたこと

等から、2023年度においては特例臨時接種の類型を延長することにより、接種を継続することとしてはどうか。その際、2024年度以降に予防接種を継続する場合には、安定的な制度の下で実施することを検討することが適当である。

３）2023年春夏の接種について

- 基本方針部会の議論においては、まずは、重症者を減らすことを目的とし、特に重症化リスクが高い方等には秋冬を待たずに接種することも念頭に、今後の感染拡大や諸外国状況等を注視することとされた。
- 新型コロナワクチンの有効性の持続期間については、報告によっては長期に維持されるとするものもあるが、短いものでは６ヶ月程度で逓減するとの報告もある。令和４年秋開始接種から１年が経過する2023年秋冬を待たずに、2023年春から夏（５月～８月）と一定の時期を定めて、重症化リスクが高い者に接種を行うとともに、健常人であっても重症化リスクが高い方が集まる場所においてサービスを提供する医療機関や高齢者施設・障害者施設等の従事者に接種機会を確保することとしてはどうか。

  ※　従来ワクチンの知見においては、一時的であっても感染予防効果と二次感染予防効果があり、健常人であっても重症化リスクが高い方が集まる場所においてサービスを提供する医療機関や高齢者施設・障害者施設等の従事者に接種機会を提供することは、間接的に重症化リスクが高い方を保護する効果が期待される。

- 基本方針部会の議論を踏まえ、使用するワクチンはオミクロン株対応２価ワクチンを基本としてはどうか。

  ※　令和４年秋開始接種と同様、何らかの理由でmRNAワクチンが接種できない方においては、組換えタンパクワクチン等の選択肢を確保することも考えられる。

４）2023年秋冬の接種について

- 基本方針部会の議論を踏まえ、2023年秋冬（９月～12月）には接種可能な全ての者を対象に接種を実施することとし、使用するワクチンについて、2023年度早期に結論を得るよう、検討を進めてはどうか。

➡ 接種計画の簡素化等も踏まえ、具体的な制度（案）は次ページ以降のとおり

今後の新型コロナワクチン接種の在り方について

ここまでの議論を踏まえ、令和５年度末までの新型コロナワクチン接種の在り方を整理すると以下のとおり。

R5.3.8　R5.5月　R5.9月　R6.3.31

		2022年度		2023年度			
		令和４年秋開始接種		令和５年春開始接種		令和５年秋開始接種	
12歳以上	65歳以上	（公的関与） ○	接種対象	（公的関与） ○	接種対象	（公的関与） ○	接種対象
	基礎疾患あり						
	医療従事者等			×		×	
	上記以外 (健常な65歳未満)			接種対象外			
５～11歳	基礎疾患あり			○	接種対象	○	
	上記以外 (健常な小児)			接種対象外 ➡未接種者は継続（公的関与　×）		×	

生後６か月～４歳（初回接種）	接種対象（従来型ワクチン） （公的関与　○）
初回接種未完了者	接種対象（従来型ワクチン） （公的関与　○）

令和５年度におけるコロナワクチンの追加接種について（イメージ）

現行の特例臨時接種＝全額公費 → 特例臨時接種の延長＝自己負担なし → 今後検討

	2022年度	令和５年４/１	2023年度	2024年度
12歳以上	**令和４年秋開始接種** オミクロン２価	2023.5.～ **令和５年春開始接種** 初回接種を終了した以下の者が対象 • 高齢者（65歳以上） • 基礎疾患を有する者（５~64歳） • 医療従事者等 オミクロン２価	2023.9.～ **令和５年秋開始接種** 初回接種を終了した５歳以上のすべての者 使用するワクチンは引き続き検討	
		上記以外の者		
5歳～11歳	**初回接種（１，２回目）追加接種（３回目）** 従来株	2023.3.8～ **追加接種** オミクロン２価		
6か月～4歳	**初回接種（１～３回接種）** 従来株			

今後の予防接種実施規則改正の流れ（時点ごとのイメージ）①

現行（令和５年３月７日時点）

現時点での予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）における各ワクチンの規定状況は以下のとおり。

		初回接種	第一期追加接種（３回目）	第二期追加接種（４回目）	令和４年秋開始接種（３～５回目）
12歳以上	従来ファイザー	**附則第７条第１項第１号**	**附則第８条第１項第１号**	**附則第９条第１項第１号**	
	武田社ノババックス	**附則第７条第１項第３号**			武田社ノババックス ※　18歳以上のみ使用可能 **附則第10条第１項第３号** ２価モデルナ **附則第10条第１項第１号** ２価ファイザー **附則第10条第１項第２号**
5～11歳	従来ファイザー	**附則第７条第１項第２号**	**附則第８条第１項第２号**		
6月～4歳	従来ファイザー	**附則第７条第１項第４号**			

今後の予防接種実施規則改正の流れ（時点ごとのイメージ）②

５～11歳用の２価ワクチン接種開始から令和５年３月31日までの間

５～11歳用のオミクロン株対応２価ワクチンを令和４年秋開始接種の使用ワクチンに位置づける。

		初回接種	第一期追加接種（３回目）	第二期追加接種（４回目）	令和４年秋開始接種（３～５回目）
12歳以上	従来ファイザー	附則第７条第１項第１号	附則第８条第１項第１号	附則第９条第１項第１号	
	武田社ノババックス	附則第７条第１項第３号			武田社ノババックス 附則第10条第１項第４号 ２価モデルナ 附則第10条第１項第１号 ２価ファイザー 附則第10条第１項第３号
5～11歳	従来ファイザー	附則第７条第１項第２号	附則第８条第１項第２号		２価ファイザー 附則第10条第１項第２号
6月～4歳	従来ファイザー	附則第７条第１項第４号			

今後の予防接種実施規則改正の流れ（時点ごとのイメージ）③

令和５年４月１日から
令和５年春夏の接種の開始までの間

年度の切り替わりに合わせて、接種計画を簡素化する趣旨で、第一期・第二期追加接種の規定は削除する。

		初回接種	第一期追加接種（３回目）	第二期追加接種（４回目）	令和４年秋開始接種（３～５回目）
12歳以上	従来ファイザー	**附則第７条第１項第１号**	**削除**	**削除**	
	武田社ノババックス	**附則第７条第１項第３号**			武田社ノババックス **附則第８条第１項第４号** ２価モデルナ **附則第８条第１項第１号** ２価ファイザー **附則第８条第１項第３号**
5～11歳	従来ファイザー	**附則第７条第１項第２号**			２価ファイザー **附則第８条第１項第２号**
6月～4歳	従来ファイザー	**附則第７条第１項第４号**			

今後の予防接種実施規則改正の流れ（時点ごとのイメージ）④

令和５年春夏の接種の開始後

令和５年春開始接種の開始のタイミングで、原則として令和４年秋開始接種は終了。
ただし、５～11歳用オミクロン対応２価ワクチンの接種については、接種可能な期間が短いことから、引き続き、令和４年秋開始接種の実施を可能とする。

		初回接種	令和４年秋開始接種	令和５年春開始接種
12歳以上	従来ファイザー	附則第７条第１項第１号	削除	
	武田社ノババックス	附則第７条第１項第３号		武田社ノババックス 附則第９条第１項第４号 ２価モデルナ 附則第９条第１項第１号 ２価ファイザー 附則第９条第１項第３号
5～11歳	従来ファイザー	附則第７条第１項第２号	２価ファイザー 附則第８条第１項第１号	２価ファイザー 附則第９条第１項第２号
6月～4歳	従来ファイザー	附則第７条第１項第４号		